

高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー
発電設備設置事業との調和に関する条例

事前協議及び許可申請等の手引き

(令和5年9月27日改訂版)

建設部開発指導課

目 次

高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との 調和に関する条例について……………	1
用語の説明……………	1
再生可能エネルギー発電設備の設置に関する許可基準……………	2
再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き……………	8
再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し……………	10
命令等……………	10
特別保全地区位置図……………	11

高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例について

本市は、再生可能エネルギー発電設備の設置事業に関して、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、住民の生活環境の保全に寄与するため、「高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、平成27年4月1日から施行しています。

この条例では、再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境、景観等との調和が特に必要な地区を特別保全地区として指定し、当該地区内における再生可能エネルギー発電設備の設置に関する全ての事業を対象としています。ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業については、対象外としています。

用語の説明

再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備 ※送電に係る電柱等は除きます。
特別保全地区	自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区 ①観音山地区 ②榛名湖周辺地区 ③箕郷梅林地区
事業者	再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。）を計画し、これを実施する者
事業区域	事業を行う土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域
近隣住民	事業区域の境界から200メートル以内の区域に土地又は建物を所有する者及び当該事業によりその所有する土地又は建物について、これらの者と同程度の影響を受けると認められる者
該当町内会	事業区域の境界から200メートル以内の区域をその区域に含む町内会及び当該事業により当該町内会の区域に居住する者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者が居住する区域をその区域に含む町内会

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する許可基準

1 事業区域の周辺地域における自然環境を害するおそれがないこととして次の基準に適合したものであること

- (1) 事業区域に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第2項に規定する希少野生動植物種の生息地又は生育地の区域（※1）を含まないこと。
- (2) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）第28条第1項の鳥獣保護区（※2）を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。
- (3) 事業区域に鳥獣保護法第29条第1項の特別保護地区（※3）を含まないこと。
- (4) 事業区域に都市緑地法第12条第1項の特別緑地保全地区（※4）を含まないこと。
- (5) 事業区域内に生育する木竹を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限の範囲の伐採であること。

※1 希少野生動植物種の生息地又は生育地の区域

区域の問合せ先：群馬県環境森林部自然環境課自然環境係（電話：027-226-2872）

※2 観音山地区は一部区域、榛名湖周辺地区は概ね全域、箕郷梅林地区は全域が該当
区域の問合せ先：群馬県環境森林部自然環境課野生動物係（電話：027-226-2874）

※3 榛名湖周辺地区内の榛名富士が該当

区域の問合せ先：群馬県環境森林部自然環境課野生動物係（電話：027-226-2874）

※4 少林山、護国神社が該当

区域の問合せ先：高崎市都市整備部公園緑地課（電話：027-321-1272）

2 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして次の基準に適合したものであること

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状等が周囲と調和したものであること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の色彩は、高崎市景観色彩ガイドラインの例（※1）によるものであること。
- (3) 事業区域と隣接する土地との間に緩衝帯（※2）が設けられていること。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備が周辺の道路等の公共空間から見えないよう低木、目隠しフェンス等が設置されていること。
- (5) 事業区域が、高崎市景観計画（※3）に記載された景観資源（古墳、史跡、寺社、歴史的まちなみ等をいう。）、住宅団地、工業団地（※4）、及び公共施設の敷地又は区域の境界から100メートル以上離れていること。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備が、高崎市景観計画に記載された主な眺望点（※5）のいずれかからも見えないこと。

※1 再生可能エネルギー発電設備の形態に応じ、事業区域が属する地域の基準に適合すること

例：田園地域内に太陽光発電設備を設置する場合、パネルの色が当該地域における建築物の屋根基調色の例に規定されている色彩（濃灰色、黒色等）に適合

※2 緩衝帯の基準

事業区域の面積	緩衝帯の幅
0.3ヘクタール未満	1メートル
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	2メートル
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	3メートル
1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満	4メートル
1.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	5メートル
5ヘクタール以上15ヘクタール未満	10メートル
15ヘクタール以上25ヘクタール未満	15メートル
25ヘクタール以上	20メートル

※3 高崎市景観計画

問合せ先：高崎市都市整備部都市計画課景観室（電話：027-321-1350）

※4 観音山地区周辺の景観資源、住宅団地等の例

護国神社、清水寺、染料植物園、洞窟観音・山徳園庭園、天満宮、丸山団地、鶴辺団地、城山団地、鼻高団地、一里塚

榛名湖周辺地区周辺の景観資源の例

榛名神社、榛名神社の矢立スギ

箕郷梅林地区周辺の景観資源の例

長純寺

※5 観音山地区周辺の眺望点の例

高崎白衣大観音、市営観音山駐車場、少林山達磨寺、鼻高展望花の丘、市庁舎、高崎公園、聖石橋、和田橋

榛名湖周辺地区周辺の眺望点の例

榛名湖、榛名富士、松之沢峠、相馬山

箕郷梅林地区周辺の眺望点の例

梅の郷大橋、榛名南麓フルーツライン

3 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして次の基準に適合したものであること

- (1) 事業区域に砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地（※1）を含まないこと。
- (2) 事業区域に水防法第14条第1項の洪水浸水想定区域（※2）を含まないこと。
- (3) 事業区域に地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域（※3）を含まないこと。
- (4) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域（※4）を含まないこと。
- (5) 事業区域に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（※5）を含まないこと。
- (6) 事業区域に森林法第25条第1項の保安林の存する土地（※6）を含まないこと。
- (7) 事業区域に河川法第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域（※7）を含まないこと。

※1～5及び※7

区域の問合せ先：群馬県県土整備部高崎土木事務所（電話：027-322-4186）

※6 区域の問合せ先：群馬県環境森林部西部環境森林事務所（電話：027-323-4021）

4 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他関係法令及び次の基準に適合したものであること

- (1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限の範囲のものであること。
- (2) 事業区域内における法面の勾配が垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配を超える場合は、5の(3)に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるもののほか、造成計画が盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参宅第12号、5農振第650号、5林整治第244号）の基準に適合したものであること。

5 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び次の基準に適合したものであること

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号（※1）までに掲げる基準を満たすものであること。
- (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項（※2）に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

※1 下水道法施行令（抄）

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 略

二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

四～七まで 略

八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、柵又はマンホールを設けること。

イ もつばら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

十 ますの底には、もつばら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上の泥溜を、その他の柵にあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十一 略

※2 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（抄）

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

（1）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

（2）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一（第八条、第三十条関係）

土質	擁壁を要しない勾配 の上限	擁壁を要する勾配 の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

6 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講じるべき措置が関係法令及び次の基準に適合したものであること

- (1) 軟弱地盤である場合は、土の置き換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- (2) 地山と盛土部分にすべりが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他必要な措置が講じられていること。
- (4) 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。

7 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして次の基準に適合したものであること

- (1) 事業区域に接する道路の幅員が6メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について道路の反対側から6メートル後退することその他の再生可能エネルギー発電設備の搬入の用に供する車両（搬入車両）の通行に支障がない措置が講じられていること。
- (2) 搬入車両の通行に当たり道路法第47条の2第1項（※）の許可を要する場合は、当該許可を受け、又はその見込みがあること。
- (3) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

※ 道路法（抄）

（限度超過車両の通行の許可等）

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両（次条第一項及び第七十二条の二第二項において「限度超過車両」という。）の通行を許可することができる。

2～7まで 略

8 太陽光の反射、騒音等による生活環境への被害防止など近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして次の基準に適合したものであること

- (1) 事業区域におおむね50以上の建築物がおおむね50メートル以内の間隔で連担する区域を含まないこと。
- (2) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に再生可能エネルギー発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（※）に適合していること。
- (4) 事業完了後に、再生可能エネルギー発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
- (5) 事業区域から120メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

※ 変電設備に設置されている送風機の定格出力が7.5kw以上の場合は、騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当します。

9 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合したものであること

【確認事項】

(1) 事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得状況

10 市の総合計画、環境計画、景観計画、都市計画、観光計画その他の将来計画に適合したものであること

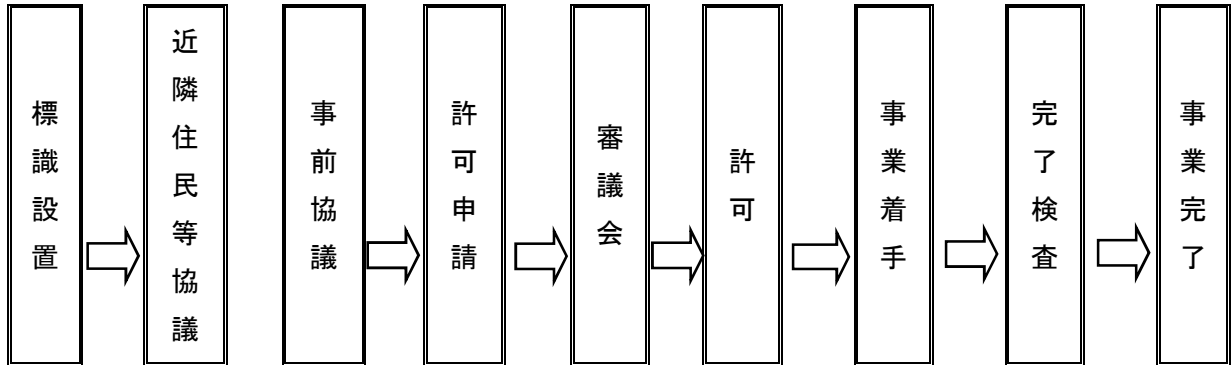
【確認事項】

例：本市の施設整備等の計画がある区域でないこと。

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き

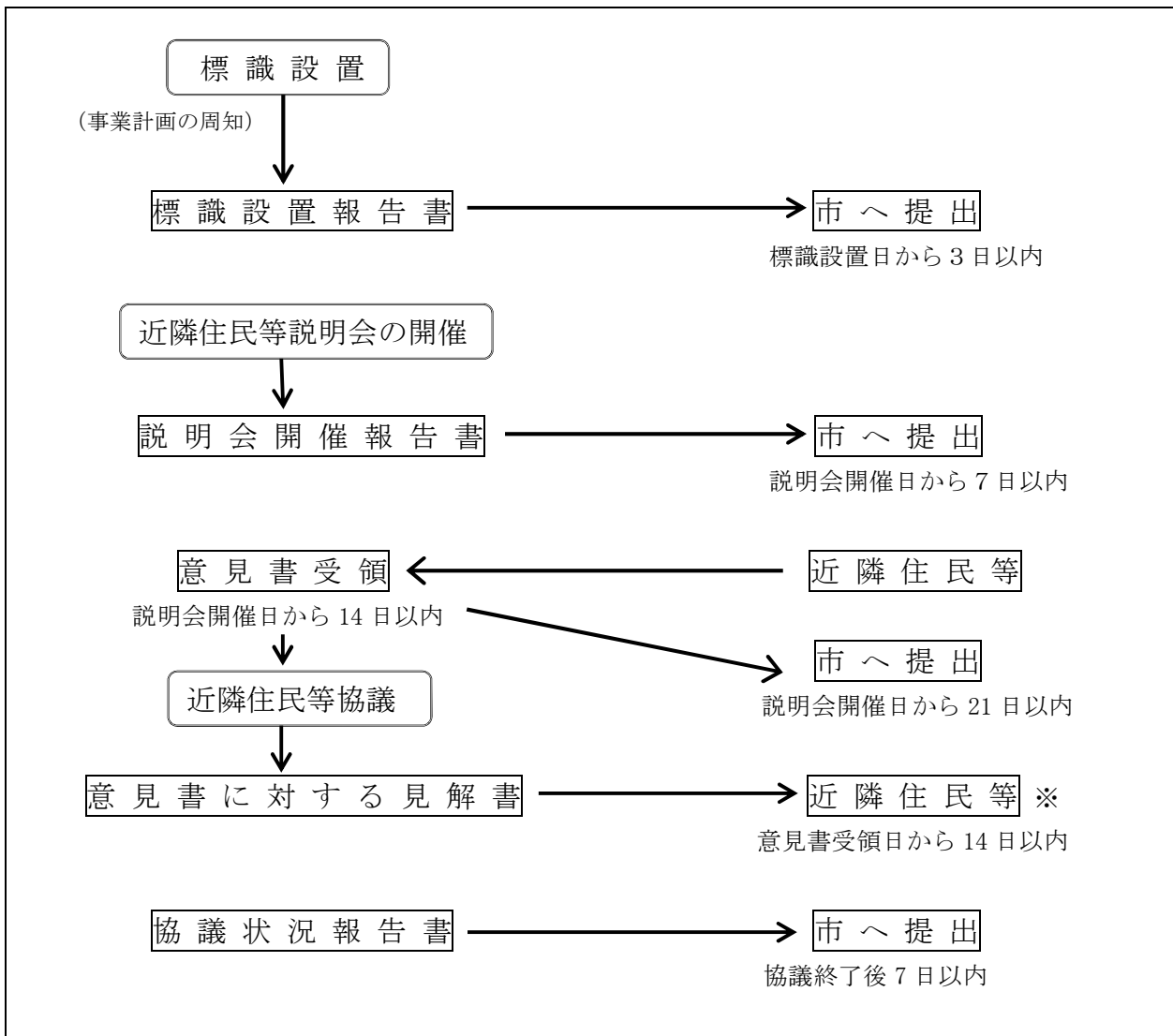
事業者は、特別保全地区内において、事業を行うときは、再生可能エネルギー発電設備を設置する事業に関する計画（事業計画）を定め、市長の許可を受けなければなりません。

1 全体的な手続きフロー



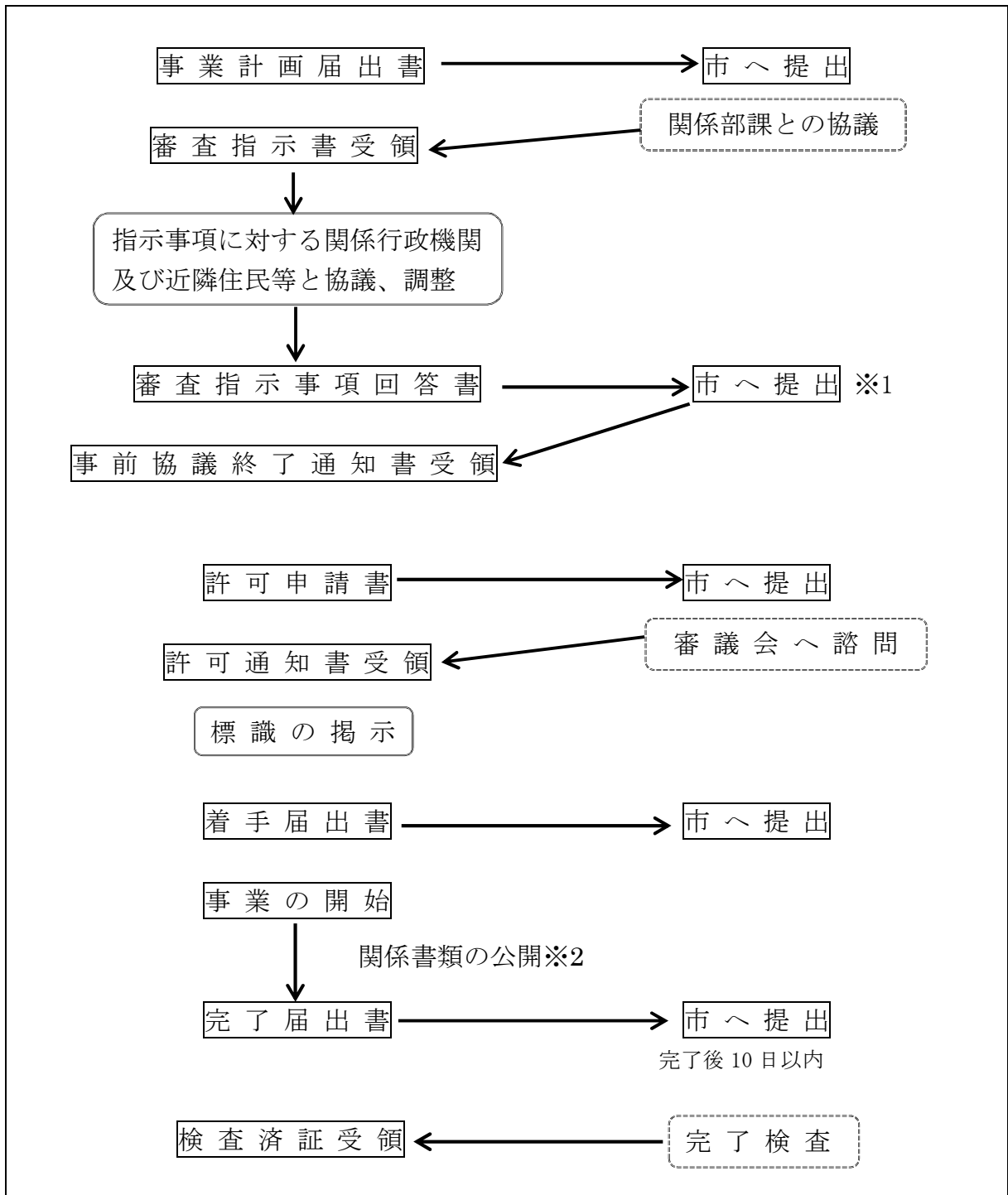
2 各手続きの詳細なフロー

(1) 標識設置から近隣住民等協議終了まで



※協議が不十分な場合は、再度協議を行うよう指示することがあります。

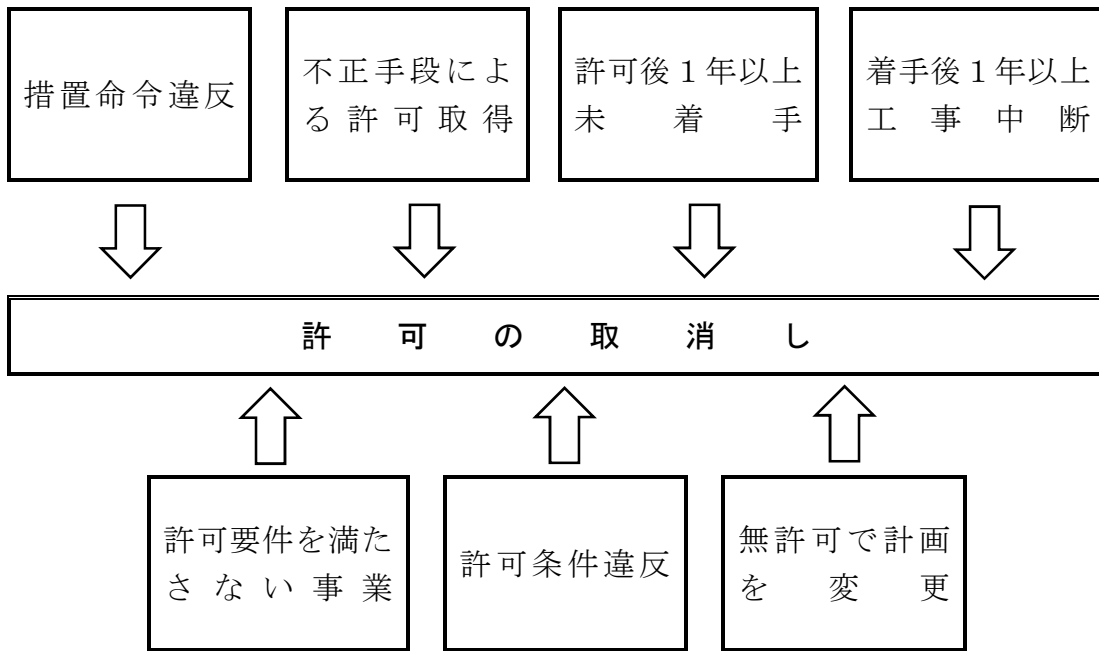
(2) 事前協議から事業完了まで



※1 回答内容が不十分な場合には、再度、指示を行うことがあります。

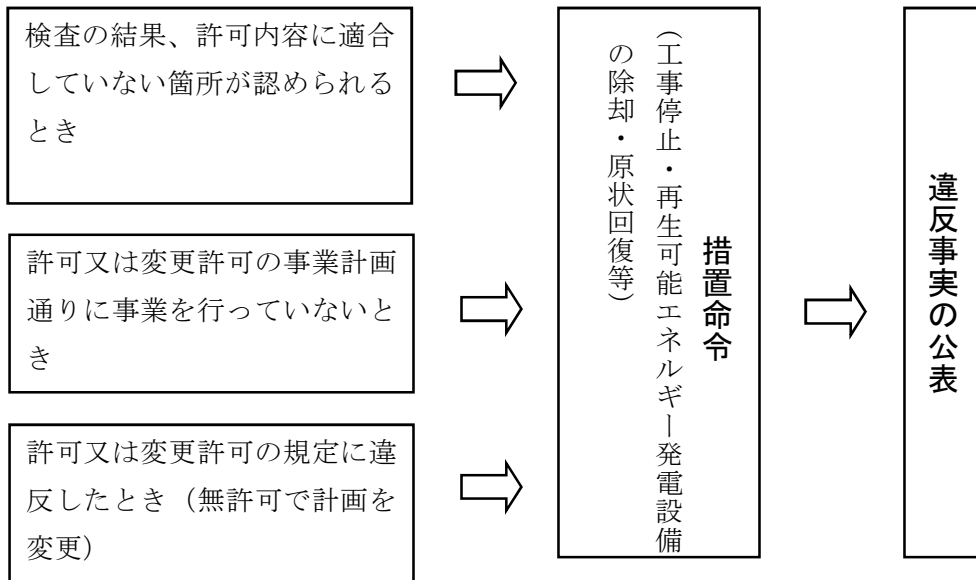
※2 事業者はあらかじめ閲覧場所及び時間を定め、再生可能エネルギー発電設備の設置を行っている期間中、市長に提出した書類の写しを近隣住民、利害関係者等に閲覧させること。

再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し



命令等

事業者に対する措置命令

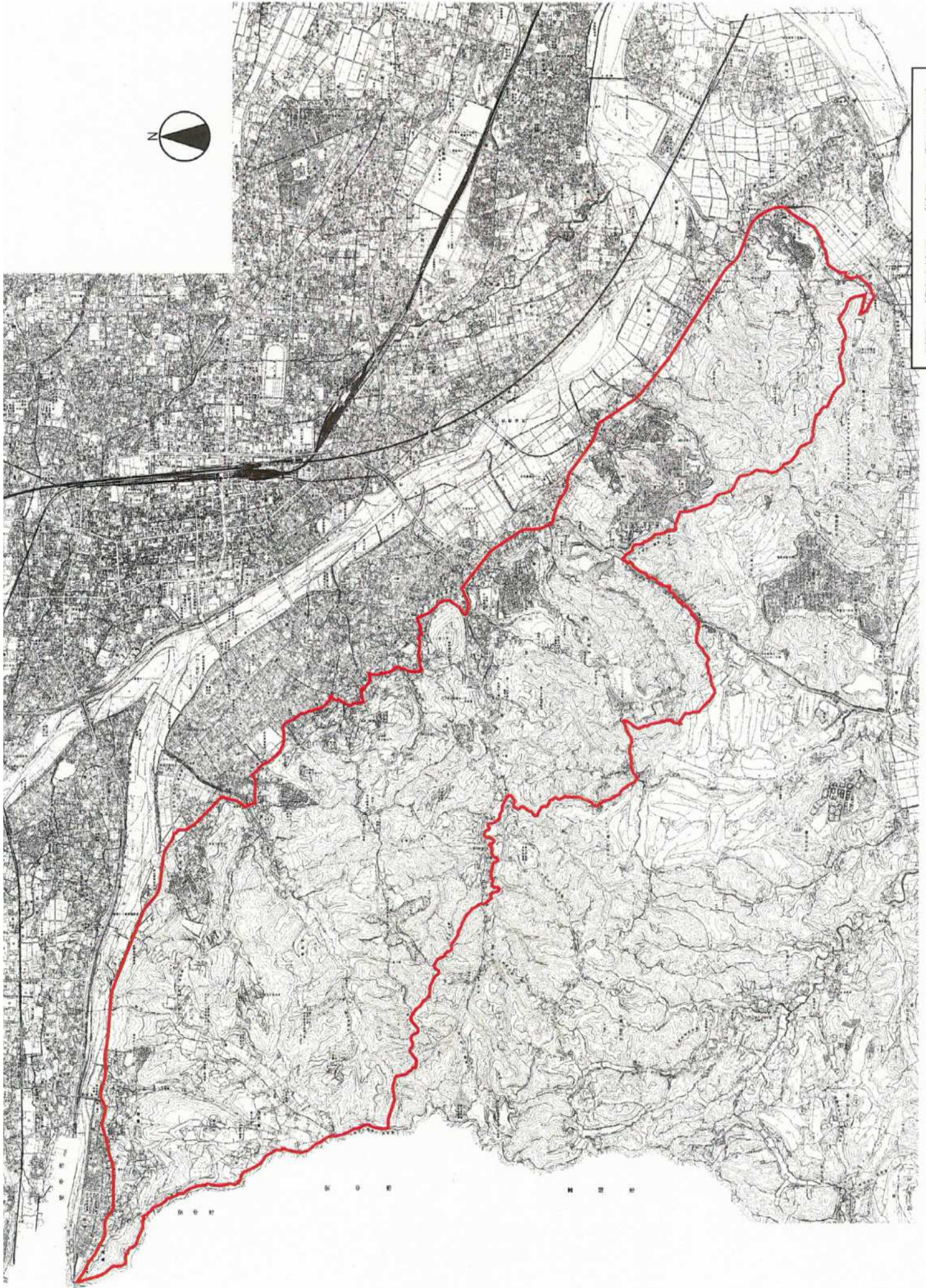


問い合わせ先

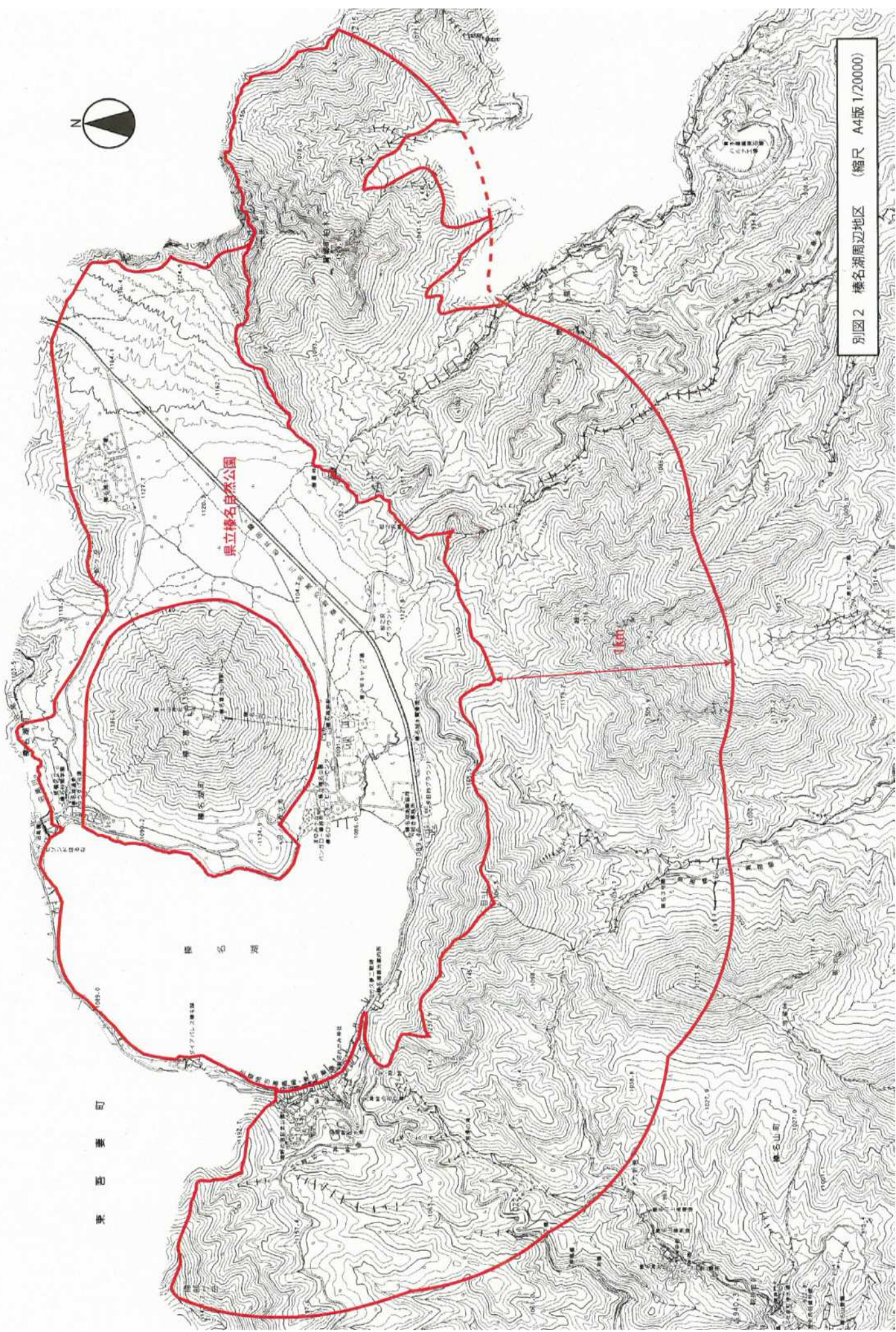
高崎市役所 建設部 開発指導課

電話 027-321-1356

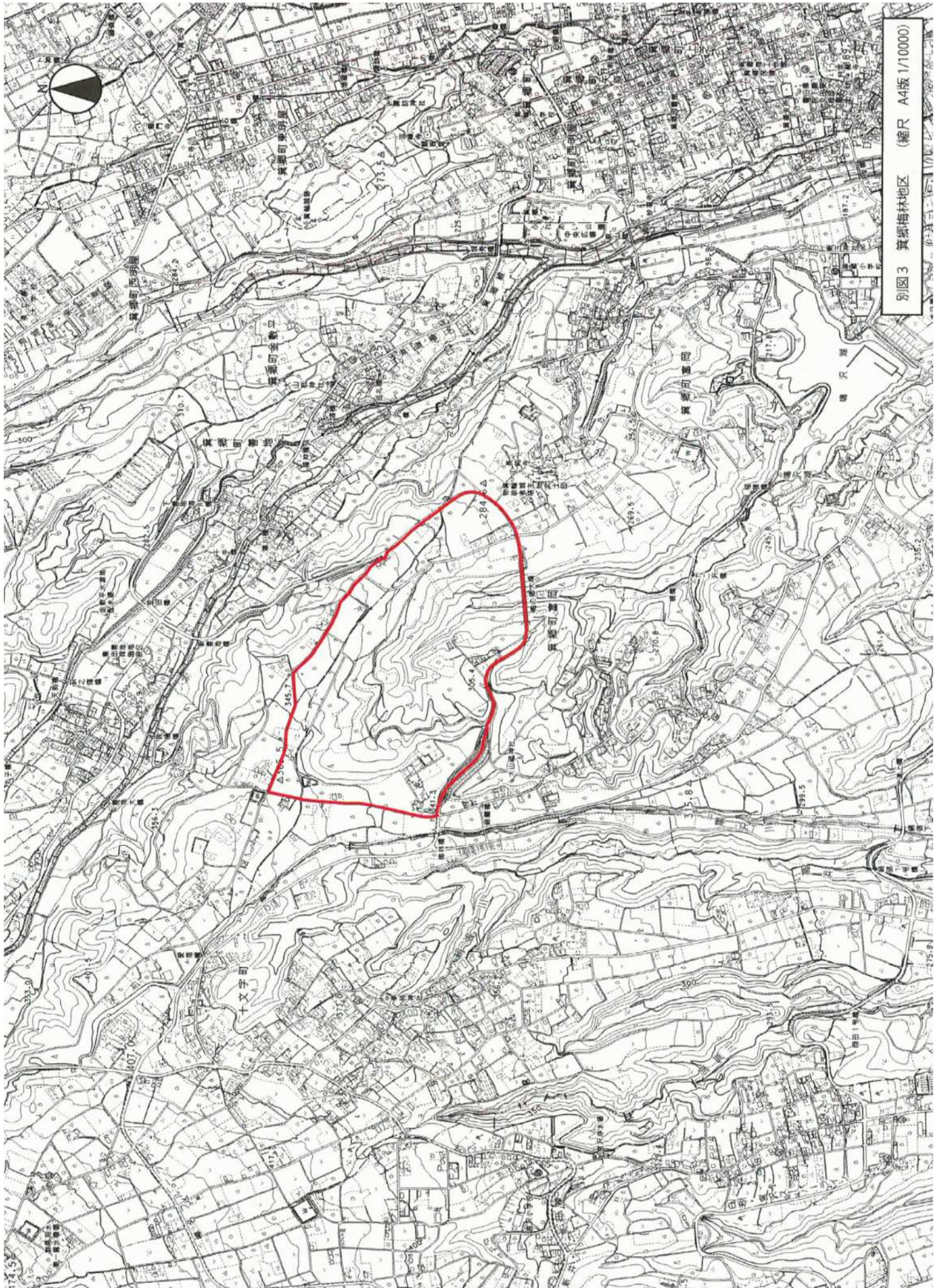
Eメール kaihatsu-shidou@city.takasaki.gunma.jp



別図1 観音山地区 (縮尺 A4版 1/40000)



別図2 榛名湖周辺地区 (縮尺 A4版 1/20000)



別图3 黃峯梅林地区 (縮尺 A4版 1/10000)